

(様式2-1)

鳥取県立童謡館の管理業務に 関する事業計画書

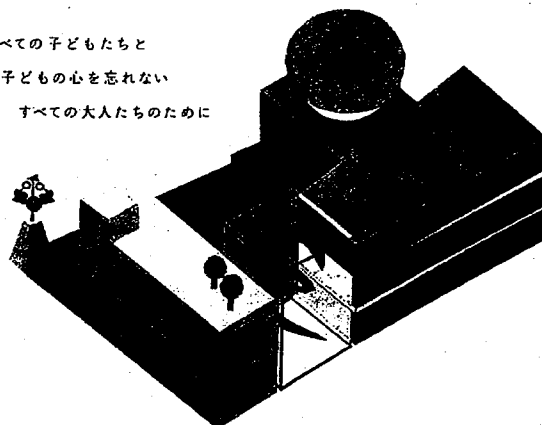
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の基本理念

当財団は、多様化する県民の文化に対する要求に応えるため童謡・唱歌やおもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・唱歌やおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、鳥取県と鳥取市の出捐により平成6年に発足しました。平成7年7月7日に「わらべ館」が、鳥取県立童謡館及び鳥取市立鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設として開館してからは、県と市から館の運営を任せられ、以来今日に至るまで28年間にわたって、わらべ館を拠点に童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした文化事業を実施し、地域文化の発展に尽くして参りました。

当財団は、童謡とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興を目的とする公益法人であり、この目的を達成するため、童謡文化やおもちゃ文化の体験事業、調査研究事業、展示事業などを行っています。広く門戸の開かれた“うた”と“おもちゃ”の文化事業を利用者に提供することを通して、童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の発展という社会全体の利益の増進を図っていききたいと考えております。

また、同時に、この法人の果たすべき目的は、「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」童謡館の設置の目的でもあります。わらべ館を拠点に魅力ある事業と展示を提供し、多くの方に童謡・唱歌に触れていただくことにより「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての役割を果たし、鳥取県ならではの特色ある地域文化の発展に貢献していききたいと考えております。

すべての子どもたちと
子どもの心を忘れない
すべての大人たちのために



1-1 管理運営の基本的な考え方

管理運営に際しては、仕様書の内容を遵守するとともに、次のとおり基本方針を定め、適正な管理運営を行います。

(1) 公平な利用の確保

公立の施設であるという認識を常に持ち、すべての利用者が童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした文化的体験を等しく享受できるよう最大限努めます。年齢、性別、障がいの有無を超えて、誰もが公平に館を利用できる環境づくりに取り組みます。具体的には、館内のアクセシビリティの改善、多様なニーズに応えるイベントや体験プログラムの提供、そして公正な料金設定などを通じて、全ての人と同じサービスを楽しむよう努めます。公平な利用の確保は、公益法人として我々の目指す社会貢献の要素です。

(2) 利用者へのサービス

顧客満足を重視し、利用者に対しては常に懇切丁寧な対応を心掛け、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査します。利用者からの要望等は、可能なものは積極的に日々の業務に反映させ、サービスの質と向上に活用します。

(3) 収入確保と経費の節減

魅力ある展示と文化事業を運営の両輪として、利用者の増加とリピーターの定着による収入の確保を図ります。利用者目標はコロナ禍以前と同様の年間12万人、指定管理期間中60万人の利用を目指します。

入札の実施や複数年契約の締結等に引き続き取り組むとともに、費用対効果の観点に基づいて常に事業の見直しを行い、経費の節減と効率化に取り組みます。

(4) 省エネルギー及び環境への配慮

リサイクルの推進、省資源・省エネルギー及び廃棄物の削減に努め、環境に配慮します。館内の一部に未だLED化されていない箇所があるため、電球切れ等のタイミング等に合わせて順次LED等の高効率照明への置き換えを進めます。

(5) 鳥取県及び鳥取市並びに関係機関との連携確保

鳥取県及び鳥取市の所管課との連絡や連携を密にし、必要に応じて助言や協力を求めます。警察署、消防署等の行政機関とも連絡をとりながら、公共施設として非常の際にも速やかに対応できる体制を構築します。

(6) 鳥取県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の一体的かつ効率的な運営

県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設であるわらべ館として、当財団が一括管理する利点を最大限に活かし、効率的な施設運営を行います。施設設備の管理面においては、保守点検の一本化や事務の簡素化による能率性の向上や費用の軽減、事業面においては、童謡とおもちゃの相乗効果による利用促進を図ります。また、“童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムわらべ館”として統一的な広報を行い、インターネットを活用しながらブランドを全国に向けて発信します。

1-2 清掃業務に関する提案内容

(1) 清掃業務に関する基本的な考え方

館内及び敷地の美観と良好な衛生環境の維持は、利用者が公共サービスを安全かつ快適に利用できるという点において、管理運営上の重要な柱となる部分です。幸いなことに現在の館内及び敷地の美観及び衛生環境については、利用者から高い評価を得ており、築後30年に迫る施設には思えないとお声掛けいただくことも少なくありません。

清掃業務に関しては、文化振興とは異なる知識や技能、免許等が必要になるため、基本的な考え方としては、建築物環境衛生管理技術者の有資格者を業務責任者として選任も含めて清掃業者に委託し、その業者の清掃員が館に常駐し、日々の清掃を行う現在の清掃手法を踏襲します。

(2) 美観と良好な衛生環境の維持

建物内外の仕上げ面及び各種設備機器、什器・備品等について、材料の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画に基づいて清掃を実施します。目に見える埃、土、砂、汚れ等がない状態を維持し、美観と良好な衛生環境を保ちま

す。また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の館内での感染拡大を防ぐため、日々の日常清掃時には手すりや座面等の消毒をあわせて実施します。

空気環境測定、水質検査といった法定の衛生管理業務に関しては、法人に建築物環境衛生管理技術者の有資格者がいないことから、委託先の資格保有者を業務責任者として選任し、法人の施設管理担当者と連携しながら適切に業務を進めます。

(3) 作業の種類と頻度

業務責任者が、法人の施設担当者と調整のうえで作成する年間及び月間の清掃作業計画に基づき、次のとおり作業を行います。

ア 日常清掃

開館日に行う館内各所の清掃業務をいいます。休館日を除き、毎日、原則として午前8時30分から午後5時20分まで実施します。ただし、館の利用に支障があると思われる作業は開館時間外に行います。

イ 定時清掃

1月を単位として月1回以上行う業務をいいます。実施日はあらかじめ協議して決定します。床面のワックス塗布やカーペット洗浄等、日常清掃では行えない場所の清掃を行います。利用の妨げとならないよう基本的には休館日を利用して行います。

ウ 特別清掃

1年を単位として年1回から数回行う、展示ケース内の清掃や高所作業を伴う大掛かりな清掃業務をいいます。実施日はあらかじめ協議して決定します。利用の妨げとならないよう基本的には休館日を利用して行いますが、場合によっては前日の夜間や当日の夜間に作業を行うことがあります。

エ 作業ごとの清掃頻度

(様式2-2) 清掃基準表に記載するのとおりです。

2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) 利用者に対するサービスの向上策と利用促進に向けた取組

童謡とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の発展を図るため、次のとおり施設の利用促進に取り組みます。

ア 営業活動

R4年度の利用者アンケートによれば、利用者の82.5%が40代以下でありそのほとんど(91.8%)が家族での利用です。鳥取市内からの利用は45%であり、県中部や但馬地方、岡山県北からの利用と合わせ、約65%が近隣からの来訪となっています。これらのファミリー層は、わらべ館の主要利用層であり、この層に向けた営業活動を最優先課題として取り組みます。特に近隣在住の未就学児から小学校低学年までの子育て中の世代は、上手くリーチすれば季節を問わず何度でも利用してもらえることから、一年を通して街コミ誌への広告掲載や保育園等への直接配布を行います。アンケートによれば半数近く(48.9%)が「子どもの遊び場」として館を利用していることから、興味を引くイベントで初回の来館を促すだけでなく、楽しく安心して過ごせる館内を実感してもらうことでリピーターとしての定着を図ります。

イ 顧客開拓

少子高齢化を見据え、現在利用者の10%程度にとどまる60代以上の層の利用拡大を図ります。65歳以上のシニア世代に向けては、年間1,500円で何度でも入館できるシニア会員制度の周知やいわゆる“お一人様”でも参加しやすいイベント企画により来館と定着を促します。コロナ禍以前に計画し、中断していた小学校長会などを活用した「わらべ館体験プログラム」の紹介、高齢者施設に向けた「唱歌教室(団体編)」の提案などを再開し、新たな顧客層の開拓に取り組みます。県外客に向けては、「るるぶ」「まっぷる」などの旅行情報誌への広告掲載のほか、利用に結びつきやすい公式ホームページやイベントカレンダーの訴求力強化、SNS特にInstagramを活用した施設の情報発信に取り組みます。

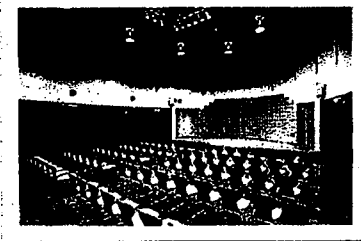
ウ 接遇向上

接遇向上の取り組みは、利用者満足度を高め、リピート利用を促進する上で極めて重要なため、スタッフの顧客サービススキルを高めるための定期的な研修を実施し、コミュニケー

ション能力や問題解決能力の向上を目指します。行政機関だけでなく民間団体による外部研修も活用しながら、ホスピタリティの向上に努めます。令和4年度利用アンケートによれば、利用者のうち実に90%近くがスタッフの対応に「満足(68.4%)」か「やや満足(20.1%)」と回答しており、高い評価を得ていますが、この評価を維持向上できるように引き続き努めます。

エ 多目的ホール

多目的ホールの利用促進については、館主催の文化事業の会場として積極的に利用するほか、低廉な利用料金と広すぎず狭すぎない程良い収容人員をホームページ等により広くPRして一般利用の増加に努めます。令和5年4月からは、県が運営するweb上の「とっとり施設予約サービス」から、直接利用申込みや利用料金の支払いが可能となったため、併せて広報し施設稼働率の向上を目指します。



オ ICTの活用

ICTを活用することで館の運営効率を向上させ、利用者体験を豊かにします。令和4年7月に導入したイベント予約システムにより予約制イベントのほとんど全てが24時間申込みできるようになりました。利用者や参加者はいつでも簡単に利用を手配でき、スタッフの作業負担も軽減されています。令和5年4月からは、収蔵品データベースのオンライン公開も始まっており、収蔵資料の新たな活用の可能性も広がっています。Instagramやtwitterといったコミュニケーションツールを活用しながら、イベントや企画展の告知を効率よく行います。さらに令和4年度からは、スマホを使ってその場で回答できる利用者アンケートをスタートさせており、年間の回収件数も紙による20件から487件へと大幅に増加しました。今後もICTの活用をさらに進め、サービスの向上と利用促進に繋がります。

(2) 地域の賑わいの創出に向けた取組

(周辺施設や地域の事業者及び各種団体等と連携した取組等)

わらべ館は旧来の文教地区に位置し、幼児を持つ若年代から、同地にあったかつての県立図書館を知る世代まで、県民市民にその存在が知られ、ひとつの文化的拠点としての役割を期待されています。ファミリー層を中心とした地域の賑わい作りの中核施設として、また、鳥取

市の中心市街地に位置する公立施設として、近隣の文化施設や個人、各種団体等と連携しながら文化事業の実施等による利用促進に努め、地域の賑わいの創出に向けて取り組みます。

地域にあっては、鳥取県ミュージアム・ネットワークの一員として、近隣の鳥取県立博物館等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引を実施し、市街地全体に人の流れが生まれるよう取り組みます。

館内にあっては、200人収容のいべんとほーるを活用し、出演者を公募して地元の音楽グループ等によるコンサートを企画、広報し、表現活動の場を提供します。また“わらべ夢ひろば”では、公園を管理する鳥取市公園・スポーツ施設協会と連携して、公園利用者に向けた遊具の貸し出しサービスを行います。親子で遊べる遊具を無料で貸し出し、利用者満足の上と周辺の賑わいづくりに繋がります。“わらべ夢ひろば”を会場に、毎年行われる地域住民による夏まつりには、機の貸し出し等の支援を行い、住民同士の交流と地域の盛り上げの一助とします。このほか、時季をみながら“わらべ夢ひろば”を会場とした屋外イベントを企画し、館内に限定しない周辺地域の賑わいの創出に努めます。また、鳥取市内で開催される桜まつりや花のまつり、お城まつりといった公共性のある催しには、紙芝居劇場の出張口演を派遣する等の事業協力を引き続き行い、地域の活性化とまちなかの賑わいづくりに繋がります。

(3) 文化事業実施についての基本方針

文化事業の実施に際しては、わらべ館のキャッチフレーズである「すべての子どもたちと子どもの心を忘れないすべての大人たちのために」をキーワードに、次の3点を事業運営の柱に据え、利用者に愛され親しまれる施設となるよう全力を注ぎます。

○「童謡・唱歌とおもちゃ」をテーマとしたミュージアム

○国の内外に誇りうる鳥取の重要な文化観光施設

○子どもから高齢者までの重要な生涯学習施設

多様性と包括性:

館の利用者のうち、最も高い割合を占める0歳～10歳未満の子どもがいるファミリー層を文化事業の中心に位置付けつつも、すべての人々が童謡文化にアクセスしやすいよう、多様な文化事業や体験プログラム等を提供します。年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、あらゆる人々が参加できる包括的な文化事業を企画、実施できるよう取り組みます。

地域性と連携:

地元の音楽家や合唱団体等と連携し、特色ある地域文化の発展に努めます。「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの童謡・唱歌の普及を図るとともに、音楽家の顕彰事業を行い、県内外に「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の情報発信を行います。

展示を活かした普及啓発:

全国唯一の童謡・唱歌をテーマとしたミュージアムとして、また、体験型の文化観光施設として、常設展や企画展、関連イベントを通して、利用者に童謡文化の新たな視点を提供します。童謡・唱歌の名曲を数多く紹介し、世代を超えて歌い継いでいくことで、童謡文化の裾野を広げ、理解を深める機会を提供します。

わらべ館の未来像（ビジョン）について

当財団では、開館 30 周年を前にわらべ館の将来像を描いた“ビジョン”を、令和 5 年 2 月に独自に作成しており、既に県市に提出しています。この“ビジョン”は、館の若手職員を中心とするワーキンググループがまとめたものであり、財団が考える館の今後の方向性を提案したものとなっています。

“ビジョン”の骨子は、**童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムとしての原点回帰**であり、大きな方針として次の 3 つを掲げています。

○イベントの量から質への転換

平成 18 年度に年間 100 日程度だったイベント開催は、近年は大小合わせて 200 日を数え、平日も開催するおもちゃ工房を入れれば年間 365 日を優に超えています。職員も日々のイベントに追われている感は否めず、量から質への転換が必要です。

○体験型展示へのシフト

常設展示の中で、開館以来変わらず最も人気があるのは、2 階の体験型展示です。平成 23 年 4 月の展示リニューアルから既に 10 年以上が経過し、次のリニューアルを検討する時期でもあることから、体験型展示を中心のコンセプトとしてみてもはどうでしょうか。

○童謡とおもちゃの企画展示室の統合と拡充

特別展を実施する企画展示室は、童謡館とおもちゃ館いずれも十分な広さがなく、せっかくの企画展も規模においてインパクトに欠ける面があります。リニューアル時には、童謡とおもちゃの企画展示室を統合し、学芸員を置くミュージアムに相応しい専門性を発揮できる環境を整備してもらえないでしょうか。

このうち、財団単独で実施できる「〇イベントの量から質への転換」については、来年度以降すべてのイベントを見直し、利用者の意見も採り入れながら徐々に進めていきたいと考えています。

(4) 童謡館の資料収集、保管、公開及び利用に関する考え方

ア 資料収集に関する考え方

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家に関する資料をはじめ、音楽の教科書や童謡・唱歌の成立過程や歴史に関する資料、現代の子どもの歌に関する資料等、幅広く収集します。また、当時の新聞などからの情報収集も進めます。

郷土の音楽家に関する資料については、音楽家の顕彰施設として、遺族や関係者と連絡を取りながら寄贈や寄託を受け入れ、資料の散逸を防ぎます。収集に際しては、童謡・唱歌の調査研究と資料収集にあたる職員として、学芸員に相当する童謡・唱歌専門員を配置します。また、外部の専門家や有識者の意見を資料収集に反映させるため資料収集委員会を設置し、年次計画による収集方針の決定、成果報告等を行うことで、ミュージアム機能の強化を図ります。

イ 保管に関する考え方

収集した資料は、収蔵品管理システム（データベース）に搭載して整理し、定期的な状態調査を行う等適切に管理します。保管に際しては、収蔵庫の温湿度管理を徹底する等、最適な保管環境の維持に努めます。また収蔵庫は専門業者による燻蒸を隔年で実施し、虫害やカビ等による毀損を未然に防ぐべく、細心の注意を払います。展示中の資料については日々の巡回等で状態の確認を行い、異常を発見した際は速やかに対処し、被害や損傷の拡大を防ぎ

ます。収蔵資料は県民市民の大切な財産という認識のもと、可能な限り良好な状態で次世代に引き継げるよう最大限努力します。

ウ 公開及び利用に関する考え方

童謡・唱歌のミュージアムとして、また「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの音楽家の遺品や童謡・唱歌全般に関する収集資料、研究成果等を一般に公開し、世代・性別を問わず童謡・唱歌に対する興味関心を深められる場を提供します。収集した資料は、専門員による調査研究をすすめ、適宜常設展や企画展で公開し、展示機能の充実を図ります。常設展や企画展の観覧は、童謡・唱歌の普及啓発が最大の目標であることから、ともに入館料だけで観覧できるものとします。また、誰もが利用しやすいよう入館料は引き続き安価に設定するとともに、観覧機会を増やすため、可能な限り多くの開館日を確保します。（令和4年度開館実績 345日）。

令和5年（2023）4月からWEB上で収蔵品データベースの公開をはじめたところ、公開から3か月経たないうちに、北海道の高校（岡野貞一が校歌作曲）と宮城県の小学校（田村虎蔵が校歌作曲）から照会があり、資料や制定年など情報を提供しました。引き続き公開中のデータベースを精度の高いものとしていき、相互利用の促進を図るとともに、童謡・唱歌の調査研究機関としてのわらべ館の認知度を高めるべく努力します。

(5) 調査研究についての考え方

岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次など鳥取が生んだ音楽家の顕彰施設として、また「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家の足跡や業績についての調査をすすめるとともに、童謡・唱歌全般に関する調査研究にも取り組み、知識と情報の集積地となるよう努めます。

調査研究にあたっては、童謡・唱歌担当の専門員を配置し、調査にあたらせるとともに内部の専門家として育成します。専門員は収蔵品や新着資料の調査を行い、その成果を常設展や企画展に反映させるとともに、研究情報誌『音夢』においてその成果を発表します。なお、調査研究は、資料収集委員会等を通じて、近隣の研究機関や音楽教諭等、外部有識者の意見も参考にしながら取り組みます。また、童謡・唱歌全般を扱う全国唯一の施設として、これまでも民放キー局をはじめとしたテレビ局などから童謡・唱歌に関するクイズの出題について問い合

わせの際には、協力しており、引き続き、各方面からの童謡・唱歌に関するレファレンスには可能な限り対応し、調査研究の成果を社会に還元します。

(6) 童謡・唱歌をテーマとした文化事業に関する考え方

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し、童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する童謡館の設置目的を果たすため、次に掲げる事業を行います。原則として館内で開催するイベント等は入館料のみで参加できるものとしますが、受益者負担の観点から材料代等の参加料を徴収する場合は営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

ア 童謡唱歌体験事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。童謡館で定期、臨時の唱歌教室を開催するほか、希望する団体や施設を募り、現地に出向いてのコンサートを実施するなどして、童謡・唱歌の普及と愛好者人口の拡大に努めます。出演者等には地元の音楽家を積極的に起用し、音楽活動の場を提供することにより地域文化の振興を図ります。

唱歌教室

昭和初期の尋常小学校を再現した童謡館の木造教室において、当時の「音楽」の教科である「唱歌」の模擬授業が体験できる唱歌教室を開催します。“唱歌教師”のオルガンに合わせ、岡野貞一や田村虎蔵の曲のほか季節の唱歌を歌います。また、唱歌・童謡に加え、プログラムに歌謡曲を数曲取り入れる日も設け、「いろいろな歌をたくさん歌いたい」というシニア層の期待に応えます。



毎週1回金曜日もしくは土曜日に開催するほか、団体利用者の来館時には希望に応じて臨時開催を行い、広く唱歌に触れる機会を提供します。団体向けの唱歌教室では、わらべ館オリジナルの唱歌集を教科書として使用し、希望者には廉価（200円）にて販売も行います。地域文化の発展のため、“唱歌教師”には地元の音楽関係者を起用し、曲目や構成について相談しながら進めます。

開催場所	回数
木造教室	定例開催 60日
	臨時開催 80日

童謡コンサート



県内で活動する声楽家やピアニスト等の地元の音楽家を“わらべ館童謡・唱歌推進員”に任命し、県内の保育園や小学校、公共ホール等に二人一組で派遣します。わらべ館以外で童謡コンサートを開催することにより、普段わらべ館までなかなか来られない遠方の方にも童謡・唱歌の魅力に触れていただく機会を提供します。子どもから大人まで多

くの方に参加していただくことにより童謡・唱歌の普及啓発を図ります。いべんとほーるで行っているコンサートのリハーサルを可能な範囲で公開し、希望者は誰でも無料でコンサートを観覧できるよう来館者へのサービスを拡充します。なお、毎年定期的に開催する会場については、県立童謡館と鳥取世界おもちゃの共同事業のアウトリーチ活動に位置付けます。

開催場所	回数
県内の保育園や公共ホール等	年間 15 会場

童謡・唱歌普及事業

土日祝日を中心に館内で童謡・唱歌を切り口としたさまざまなコンサートや音楽イベントを開催し、わらべ館への来館を促すとともに、利用者に童謡・唱歌の魅力を伝えます。参加体験型のイベントを多く実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。出演者には地元の音楽家や演奏グループを積極的に起用し、演奏活動の場を提供します。



また、いべんとほーるや近隣のホールを会場に、プロのアーティストやパフォーマーを招き、地方にあっては採算等の面で触れる機会の少ない高いレベルの演奏を低廉な価格で提供

します。わらべ館年間パスのシニア会員制度も普及が進み、フレイル予防に歌唱が勧められる昨今、歌声喫茶などのシニア向けイベントの拡充にも引き続き力を入れます。

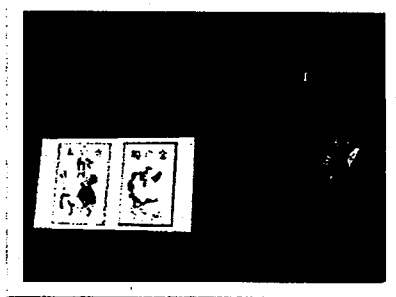
開催場所	回数
館内及び市内の公共ホール等	土日祝を中心に通年で開催

イ 調査研究、資料収集事業

「故郷」を作曲した岡野貞一や「言文一致唱歌」を提唱した田村虎蔵、大阪音楽大学を創立した永井幸次など、近現代において童謡・唱歌の著名な音楽家が輩出した「童謡・唱歌のふるさと鳥取」。その拠点施設としての情報発信を行うため、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。また、年に一度、その年の活動の成果をまとめた研究情報誌『音夢（おとむ）』を発行します。



調査研究事業



鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌全般に関する調査研究を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、知識情報の集積を図ります。年一回開催する童謡・唱歌講演会には、第一線で活躍する研究者や有識者を招き、童謡・唱歌の貴重なエピソードや知られざる裏話を紹介します。また、一年間の活動の成果を研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめ、

関連施設や教育機関、希望者に無償で配布します。

同時に、調査研究や資料収集の成果を活かして、幅広い世代への啓発普及を図ります。小中学生向けには、たとえば夏休み自由研究の支援として積極的に協力し、研究者等へのレファレンスにも応じます。団体向けには、専門員による体験プログラム「鳥取の音楽家について学ぼう！」等の開催、さらに大人向けには鳥取市観光大学での鳥取の音楽家に関する講義等、年度ごとに効果的な手法を検討しながら啓発普及に取り組めます。

開催場所	回数
講演会 いべんとほーる	年 1 回
体験プログラム 木造教室	申込に応じて随時
レファレンス ライブラリー	随時

資料収集事業

年度ごとの資料収集方針に沿って計画的な資料収集を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての機能の強化、顕彰施設としての内容の充実を図ります。大学教授や音楽教諭等の外部の有識者からなる資料収集委員会を組織し、資料収集方針の策定等に外部の専門家の視点を取り入れます。資料収集の基本方針としては、郷土の音楽家にまつわる資料を積極的に収集するとともに、現代の子どものうたである小中学校の音楽教科書を重点的に収集します。童謡・唱歌に特化した常設展示を持つ国内唯一の施設として、収蔵資料の充実に努め、童謡館展示のより一層の内容の充実を図ります。

開催場所	回数
古書店からの買い入れ、個人 団体からの寄贈受け入れ等	通年

ウ 展示事業



「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県が顕彰する 14 人の音楽家（岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次、足羽章、稲葉谷猛、木村信之、小泉恵、鈴木義昶、高木東六、三上留吉、村尾義晴、保田正、杉谷代水、由木康）をはじめ、時宜に応じて県内外の音楽家、童謡詩人らの業績を顕彰し、童謡・唱歌に対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。併せてレクチャーコンサートや展示解説等の関連イベントも行い、企画展の見どころなどを分かりやすく伝えます。

企画展

作品の発表年や音楽家・詩人の生没年等、その年々に節目を迎える作品や人物を題材に、専門員が定めたテーマに沿って年3回の企画展を開催します。収集した資料の中で、調査研究の成果が発表できるものについては、企画展の中で取り上げます。



また企画展の関連イベントとして、テーマに合わせたミニコンサート等参加型のプログラムを実施し、内容に合わせて子どもも展示資料に親しめる手法を取り入れるなど、多くの方に企画展を見に来ていただけるよう工夫します。

開催場所	回数
うたの広場	年3回

エ 基金事業

委託事業とは別に、鳥取県立童謡館基金を財源に童謡・唱歌の魅力を伝えるさまざまな文化事業を実施します。現時点で計画している基金事業は次のとおりです。

夢兎・ロビット着ぐるみ新調（令和6年度）

わらべ館開館30周年の記念イベントに向け、マスコットキャラクターの夢兎とロビットの着ぐるみを新調予定です。

開館30周年記念事業（令和7年度）

平成7年7月7日（1995年）の開館から30周年を迎えることから、節目の年の記念となるイベントやコンサート等の開催を予定しています。

参考 模型三味（仮）（令和 8 年度）

ホビーマーカーに特化した模型工作や運転体験など、親子で楽しめる展示やイベントを計画しています。

岡野貞一生涯 150 周年記念事業（令和 10 年度）

岡野貞一の生涯 150 周年に合わせ、記念展示やコンサート等を企画します。

(7) 鳥取市立世界おもちゃ館と共同で実施する事業に関する考え方

童謡館と鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし「わらべ館」として、両館の魅力を伝える事業と広報事業を行います。童謡・唱歌とおもちゃの相乗効果による利用促進を図り、館内利用を通じた幅広い層への童謡・唱歌とおもちゃ文化の一体的な普及を目指します。

入館促進事業

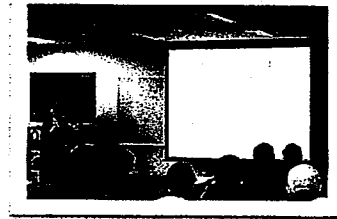
自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等、世代を問わず楽しめるわらべ館ならではの魅力溢れるイベントを開催し、わらべ館への誘客を図ります。プロの出演者だけでなく地元の演奏家やパフォーマー、職員による歌やパネルシアター、ボードゲームや工作などを織り交ぜながら、季節の行事や催しに合わせたタイムリーな参加型イベントを開催します。また、紙芝居やわらべうたあそび等の登録ボランティアによる少人数対象のミニイベントを開催し、日々気軽にわらべ館に足を運んでもらえるよう工夫します。

ミュージアムグッズとして、わらべ館オリジナルのクリアファイル（鳥取張子の面・昭和初期の双六 各 200 円）、手ぬぐい（800 円）に加え、要望の多い木製の独楽を販売し、売上は事業費に充当します。

開催場所	回数
いべんとほーる、 エントランスホール	通年

新規事業 アウトリーチ事業

館外からの依頼に基づき、企画員や専門員、童謡・唱歌推進員等をコミュニティや公共施設等に派遣し、童謡とおもちゃ文化の普及に努めます。鳥取の音楽家についての講義や、コンサート、おもちゃの実演や指導解説等、依頼元の要望と調整しながら派遣先に合わせた体験プログラムを組み立て、館の魅力を伝えます。



開催場所	回数
県内外の公共施設、学校等	通年

広報事業

旅行情報誌やフリーペーパー、インターネット等の各種媒体を通じて、県内外に向けたわらべ館の紹介やイベント情報の告知を行い、知名度の向上と利用促進を図ります。県東部の園児や小学生、友の会の会員に向けては2か月に1回、GW や夏休み前には全県下の園児と小学生にイベントカレンダーを送付してイベント情報の告知を行います。

また、鳥取砂丘や市内の宿泊施設等に積極的に入館割引券の設置を行い、県東部地域を訪れる観光客に対し誘客を図ります。GW や夏休みに多くなる県外客に向けては、関西圏のファミリー層をターゲットに、旅行情報誌や旅行サイト等に館の認知度アップに向けた広告を出稿します。

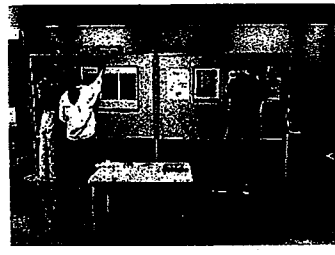
さらにHPの見やすさにも配慮し、適時の更新を行うとともに、若年層が利用するSNSも活用し、幅広い層への情報発信に努めます。わらべ館のキャラクター（夢兎・ロビット）を活用した県市や観光事業者による広報事業にも積極的に参加します。

開催場所	回数
県内及び関西圏 インターネット	通年

(8) 関係機関との連携した取組

高等学校・大学等の教育機関や有識者、童謡・唱歌に関係の深い施設や団体と連携し、ネットワーク作りを進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として機能拡充に取り組みます。

館が行う教育普及事業の一つとして、大学等から学芸員資格取得のための博物館実習生の受け入れを行います。（令和5年度受け入れ予定3名）。また、学校や機関を通して、あるいは個人的にボランティア活動を望む方々に、当館のイベントの進行や支援、資料管理作業を依頼し、活躍の場を提供します。



<主な取り組み事例>

- ・全国各地の童謡、唱歌の作詞家や作曲家をテーマとした記念館等との交流や情報交換、資料の貸し借り等。
- ・鳥取大学や高等学校など、県内の教育機関との連携イベントの共催等。
- ・県内の合唱団や音楽グループ等との連携イベントの共催等。
- ・地域のNPO法人等との参加型・鑑賞型イベント事業の企画協力等。
- ・鳥取砂丘こどもの国やとっとり花回廊との入館料の相互割引による利用促進。
- ・鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館同士の入館料の相互割引等による利用促進。

このほか施設の社会的役割を果たすため、地域住民、文化団体、学校教育機関等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。

2-2 管理の基準

(1) 開館時間の設定

現在の開館時間は、午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあっては午後9時）までを基本の開館時間としています。子どもから年配の方まで、全ての世代が安心して楽しめる健全な文化観光施設としての観点から、現在の開館時間を維持します。

例年 GW やお盆前後の繁忙期には、利用促進と利用者サービスのため、過去の入館実績や要望等を踏まえて開館時間の延長を実施しています。令和 6 年度は、次のとおり延長を計画しています。また、令和 7 年度以降は、要望や効果を勘案しながら年度ごとに提出する事業計画書によりあらためて開館時間の延長を届出します。

早朝開館（朝 8 時から開館）

○令和 6 年 5 月 3 日（金・祝）～5 月 6 日（月・振）

○令和 6 年 8 月 10 日（土）～8 月 15 日（木）

(2) 休館日の設定

休館日の設定については、多くの方に施設を利用していただくため、原則として施設設備の保守点検やメンテナンス等に必要の最小限の日数のみを休館とし、次のとおり設定します。

定休日

○8 月を除く毎月第 3 水曜日

（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

年末年始

○12 月 31 日から 1 月 3 日までの日（4 日間）

年末年始については従来 12 月 29 日～1 月 1 日（4 日間）を休館日としていましたが、年始よりも年末の営業日を増やしてほしいとの声があることから、

12 月 31 日～1 月 3 日（4 日間）に休館日を変更します。令和 6 年度から 3 年間の目途に試験的に実施し、以降は効果や定着の度合いを見ながら継続の可否を判断します。

(3) 利用料金の設定

公立施設として広く一般の利用に供するため、引き続き低廉な料金に設定します。また、子どもの社会教育施設、子育て支援施設としての役割も期待されていることから、高校生以下からは入館料を徴収せず、利用促進を図ります。

< 県立童謡館 >

ア 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

イ 多目的ホール（いべんとほーる）利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,790円
午前・午後	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,610円
全日	1回につき 10,520円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいいます。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）または午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとします。

※延長利用料の額

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

3 いべんとほーるを利用する場合において、冷房または暖房を使用したときは、この表に定める利用料の額に、それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額を加算するものとします。

ウ 設備使用料

設備名	設置 数量	利用料（1時間あたり）	
		単位	金額（円）
ピアノ	1	台	400
マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250
CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	1	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450
動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類	1	セット (1回につき)	1,890

<鳥取市立鳥取世界おもちゃ館>

ア 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

※ただし、県立童謡館及び市立鳥取世界おもちゃ館いずれか一方のみの利用は、できないものとします。

(4) 利用料金の減免設定

1 次のとおり、利用料金を減免します。なお、この表において、利用料とは多目的ホール（いべんとほーる）利用料をいいます。

項 目	減免率
1 いべんとほーるを専ら練習または準備のため利用するとき。	利用料の 半額免除
2 いべんとほーるを学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設もしくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。	利用料の 全額免除
3 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証または障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がい有する者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき（いべんとほーるを利用する場合にあっては、障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（いべんとほーるを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。	
(1) 入館するとき。	入館料の 全額免除
(2) いべんとほーるを利用する場合で、来場者が特定されているとき。	
ア 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等並びにその介護者の割合が 2 分の 1 以上のとき。	利用料の 全額免除
イ 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等並びにその介護者の割合が 2 分の 1 未満のとき。	利用料の 半額免除
(3) いべんとほーるを利用する場合で、来場者が特定されていないとき。	利用料の 全額免除
(4) ただし (2)、(3) の利用において、実費を超える入場料の徴収あるいは営利を目的とする場合は減免をしない。	全額免除
4 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 37 条に規定する乳児院、第 38 条に規定する母子生活支援施設、第 39 条第 1 項に規定する保	入館料の 全額免除

育所、第41条に規定する児童養護施設又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校」という。）の引率者が学校等の行事で入館するとき。

- | | | |
|----|---|--------------|
| 5 | 旅行業関係者が添乗員として入館するとき。 | 入館料の
全額免除 |
| 6 | 旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。 | 入館料の
全額免除 |
| 7 | わらべ館年間パス会員が入館するとき。 | 入館料の
全額免除 |
| 8 | わらべ館年間パス会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。 | 入館料の
2割免除 |
| 9 | 外国人観光客等が入館するとき。 | 入館料の
半額免除 |
| 10 | わらべ館創立日（7月7日）及びとっとり県民の日、関西文化の日のうち館長の指定する日に入館するとき。 | 入館料の
全額免除 |
| 11 | 理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。 | 入館料の
全額免除 |
| 12 | その他教育、学術及び文化の振興を図るため、館長が特に必要があると認めるとき。 | 入館料の
全額免除 |

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合等、入館促進のため館長が特に必要があると認めるときは利用料金を減免することができる。この場合において、減免率は入館料の2割とする。

- (1) 鳥取県または鳥取市が主催、共催等する観光客を誘致するためのキャンペーンの参加者が入館する場合。
- (2) 旅行者等々の企画する、わらべ館を立ち寄り先とした旅行商品の利用者が入館する場合。
- (3) 鳥取市内で開催される全国規模のイベント及び複数県が参加する会議の開催期間中とその前後の日に、参加者が入館する場合。
- (4) 雑誌やインターネット等に入館割引券を付した広告を掲載し、その割引券を持参した者が入館する場合。
- (5) 誘客のため近隣の類似施設等に入館割引券を設置し、その割引券を持参した者が入館する場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、利用料金を減免することで、利用者の増加や宣伝効果が見込めると館長が判断する場合。

(5) 施設の利用促進

施設の利用促進に向けた考え方は、次のとおりです。

年 350 日の開館

開館時間は 1 日 8 時間、9 時～17 時まで（多目的ホールは 21 時まで）。平日はもとより、休日祝日もオープンし、年間 350 日間開館します。休館日は、年末年始を除き施設設備のメンテナンスに必要な最低限の日数（8 月を除く第 3 水曜日）としています。これにより、一年を通して多くの方に利用の機会を提供することができます。

リピートしやすい料金

非営利法人が管理する利点を活かし、入館料と多目的ホール利用料ともに受益者負担の観点から徴収する最低限の料金設定（入館料は大人 500 円、高校生以下無料）とします。定期利用の促進のため、年間パスポート（一般 2,500 円、シニア 1,500 円）を用意します。

また、旅行会社や観光地域づくり法人（DMO）等が企画するキャンペーンにも積極的に参加し、割引料金を提供します。利用の拡大を利用者の誘致に努めます。

安心できる快適な環境

安全安心な館内環境を実現するため、清掃を徹底します。触れるおもちゃ等の消毒を開館日は毎日行い、防犯カメラで安全性を確保します。通路や設備のバリアフリー化に配慮し、アクセシビリティを向上させることで、幼児からシニアまで全ての利用者が快適に過ごせる空間を提供します。

また、スタッフ教育を充実させ、利用者にとって親切丁寧なサービスを提供します。これらの取り組みにより、利用者が気兼ねなく快適に館を利用できる環境を整えます。

最新情報を定期的にお届け

施設のメインユーザー層である自家用車で概ね 1 時間圏内に住む 10 歳までの子どもを持つファミリー層を潜在的な利用者として位置付け、この層に向けた広報を最も重視します。保育園等を通じたイベント告知、街コミ誌への広告掲載のほか、デジタルメディアにも強い世代であることから、HP や SNS でも情報を発信します。情報は定期的に更新し、一年を通

じて館の最新情報を届けます。夏休み前には関西圏に向けた親子向けの旅行情報誌等にも広告を出稿します。

(6) 個人情報の保護への対応

個人情報の管理体制

個人情報保護法、鳥取県及び鳥取市の個人情報保護条例の趣旨にのっとり、当財団の「個人情報管理要領」および「特定個人情報（マイナンバー）取扱要領」に基づき、会員やイベント参加者の個人情報を適切に保管します。管理体制は常に見直しを行い、個人情報の保護のため最善の状態を目指します。

個人情報保護の対応方針

当財団は、個人情報の安全確保のために「個人情報管理要領」および「特定個人情報（マイナンバー）取扱要領」を運用し、情報の適切な管理を続けます。職員への研修を通じて個人情報取り扱いのコンプライアンス意識を高め、更に、ホームページ上で個人情報保護方針を公開し、外部に対しても透明性を保ちながら個人情報の保護に対応します。

(7) 情報の公開への対応

施設の管理に係る情報の公開

鳥取県情報公開条例および鳥取市情報公開条例の趣旨にのっとり、財団の「情報公開規程」に従って情報を適切に公開します。公開請求の有無にかかわらず、毎年の事業計画、予算や決算、事業の実施状況など、童謡館及び鳥取世界おもちゃ館の管理に関する情報を、公式HPや開架資料を通じて公開します。

情報開示の請求があった場合、財団規程に基づき、個人情報の漏洩や第三者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある場合など、例外規定に該当する場合を除き、迅速に情報を開示します。また、公立の施設を運営する公益法人として、透明性を持った法人運営にも取り組みます。役員等の就任状況、報酬の支払い基準などを公式ホームページなどで公開し、誰でもアクセスできるよう対応します。

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

利用者の快適性と安全性の確保、施設設備の正常稼働は、館の運営の根幹となる要素であり、これらを適正に維持するためには毎日の取り組みが不可欠です。利用者が安心して心地よく館内で過ごせるよう、法令に則った点検を確実に行うとともに、日常的に施設設備の状況をチェックすることで、快適性や安全性を担保し、施設設備が長期にわたって安定的に使用できるよう取り組みます。

具体的な方法としては、毎日午前と午後、さらに利用者が多く訪れる時間帯に、職員が敷地内を巡回し、館内の異常や利用者にとって不都合な状況がないかを確認します。また、施設担当者は電気室や機械室などを点検し、電力やガス等の使用量を日々モニタリングするとともに、機器の劣化や破損等の問題がないかチェックします。異常があれば迅速に対応し、重大な事象の場合には速やかに鳥取県と鳥取市に連絡し、連携して解決に当たります。

安全で快適な館内環境を保つため、定期的に空気環境測定、飲料水水質定期検査、残留塩素測定、飲料水受水槽清掃、衛生害虫駆除等を行います。出入口等には手指消毒液を設置し、幼児の利用も多い施設として感染症の予防にも配慮します。また、美観維持と環境整備のため敷地内の四季の花の植え替えや樹木の剪定、病害虫の駆除、滝の清掃等を行い適切に管理します。鳥取県認定禁煙施設として、館内完全禁煙の徹底を図ります。

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

施設設備の保守点検の考え方

機器の正常稼働を担保し故障や不具合の発生を未然に防ぐため、建築基準法に基づく施設や設備等の法定点検のほか、機器の性能、機能の保持のための自主点検や動作確認を計画的に実施します。

館の運営に関わる重要な設備については、県の中長期保全計画に基づき、予防保全の考えに立って異常や変調の予兆を見逃さず適切に維持管理します。機器類の稼働状況のうち電気・ガス・水道については日々記録を取り、安定使用に向け状態の把握に努めます。施設設

備の状況については、設置者である鳥取県や鳥取市と認識を共有できるよう、必要に応じ適宜に連絡報告を行います。

清掃の考え方

快適な館内環境の維持は、利用者の過ごしやすさと館のブランドイメージに直接的な影響を与えるため、清潔感には特に配慮します。駐在する清掃員による日々の清掃により、展示設備はもとより館内外の美観を維持するとともに、幼児の嘔吐、失禁等の突発的なアクシデントにも迅速に対処します。日常清掃に加え、8月を除き毎月ある休館日には、普段清掃を行えない高所の照明器具や展示ケース内部などの特別清掃を行います。施設の特性上、衛生面で高い水準が要求される幼児を連れた利用も多いことから、衛生管理にも特段の注意を払います。館内各所にはアルコール消毒液を設置し、感染症全般の予防に配慮します。子どもが手に触れて遊ぶ玩具や楽器は、清拭やオゾン、紫外線ランプによる消毒を毎日行います。

保安警備の考え方

利用者が安心して施設を利用できることは、施設運営上の大前提であることから、安全性と信頼性の確保に最優先で取り組みます。職員による定期的な館内外の巡回に加え、混雑時等にも適宜見廻りを行い、不審者や不審物の早期発見と迅速な対応に努めます。万一の非常時には、防犯マニュアルに従い利用者の安全を最優先に行動し、現場対応と館外への避難誘導を行います。非常時には警察への通報をためらわず、全職員が協力しながら警察官到着までの初期対応を行います。職員が不在となる夜間や年末年始には、専門の警備会社にセキュリティを委託し、侵入や火災等に備えます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る経費は、新型コロナウイルス感染症による運営への影響を考慮しながら、過去の実績額を基に年度ごとの個別の事案等を勘案して積算します。施設設備の維持管理に係る業務は、施設管理費として文化事業の実施に要する費用とは明確に区分して経理します。

施設設備の修繕費については、共通のものに関しては、童謡館とおもちゃ館の施設管理費で折半し、それぞれの単独設備となるものについては、それぞれの修繕費として計上します。

施設設備の維持管理に際しては中長期的な視点に立ち、現在の施設設備を可能な限り長く、経済的に使用するため、メンテナンスを通じた施設設備の長寿命化やトータルコストの削減に取り組めます。また、競争入札の実施や外部委託業務の再検討等により、全体的な経常費用の節減に努めます。

(4) 駐車場の管理に関する考え方

地下駐車場に関しても館内同様に定期的な見回りを実施し、不審者や不審物の発見、子どもの遊び場になっていないか等をチェックして場内での事件事故の防止に努めます。夜間はシャッターを降ろして目的外利用を防ぐとともに、駐輪場側を施錠して防犯対策を講じます。

地下駐車場は入口までの経路が分かりにくく、利用者からどうやって行ったらいいか分からないとの声が多く寄せられたため、Google マップを活用し、館の公式サイトへのアクセスの画面から経路が分かるよう改善しており、引き続き実施します。

鳥取市の市営駐車場である屋外駐車場については、鳥取市や市が管理を委託する業者と連携しながら、利用者に対する駐車券の無料化サービスを提供します。スムーズにわらべ館を利用いただけるよう、利用者の立場に立って可能な限り対応を行います。

(5) 外部委託する業務内容とその考え方

外部委託する業務の考え方

管理運営に必要な業務のうち、業務遂行に要するコストや専門技術等を勘案し、財団が直接その業務を行うよりも外部に業務を委託した方が経済的、技術的に有利、または童謡とおもちゃの文化振興を図る上で有効有益であると館長が判断する場合には、一部業務の外部委託を行います。

外部委託する業務内容

○施設設備の維持管理に係る業務

その遂行に際して専門的な技術や技能、免許等を要する業務

例 清掃及び建築物衛生管理、消防用設備点検、エレベーター保守業務等。

○文化事業の実施に係る業務

その遂行に際して高い技術や技能の提供により、効果的な文化振興が見込めると館長が判断する業務

例 プロの出演者による公演等の提供、イベントの実施、音響照明業務等。

○その他館の運営に係る業務

職員が遂行するよりも外部に委託した方が経済的、技術的に有利、または効果的な文化振興が見込めると館長が判断する業務

例 ホームページの保守、広告デザインの制作業務等。

(6) 委託先選定方法

選定方針

鳥取県産業振興条例の趣旨を尊重し、県内産業の健全な発展を支援するため特殊な技術や知識を要するものを除いて、原則として県内（特に鳥取市内）に本支店等を有する事業者を、優先的に業務の委託先として選定します。

特殊な技術や知識を要する業務や同種のサービスを提供する県内事業者が存在しない等の理由により、やむを得ず県外の事業者が発注する場合は、その業務を納入できる事業者が一家しか存在しない場合を除き、原則として県または鳥取市の競争入札参加資格者名簿の中から委託先を選定します。

選定方法

委託先の選定に際しては、財団の財務規程の規定するところにより、特殊な技術知識を要するものや少額のものを除き、原則として競争入札や見積もり合わせにより行い、経費の節減に努めます。長期契約を締結することで一定以上の経済効果の見込める業務に関しては、積極的に複数年契約を選択し、トータルコストの節減に取り組みます。

(7) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

※金額はすべて単年度換算

内容	期間
清掃、空気環境測定、 水質検査等	R6.4.1～ R11.3.31
空調設備の保守点検等	R6.4.1～ R11.3.31
消防法に基づく設備点検 等	R6.4.1～ R11.3.31
エレベーター保守点検	R6.4.1～ R11.3.31
自動扉保守点検	R6.4.1～ R11.3.31
自家用電気工作物保安点 検	R6.4.1～ R11.3.31
庭園管理	R6.4.1～ R11.3.31
夜間の機械警備	R6.4.1～ R11.3.31
事業所ゴミの処分等	R6.4.1～ R11.3.31
展示機器「11人の音楽 家」の保守点検	R6.4.1～ R11.3.31
木造教室、茅葺き民家の 映像音声制御装置の保守 点検	R6.4.1～ R11.3.31
からくり時計の保守点検	単年 契約
からくり時計点検に伴う 足場の設営、撤去	単年 契約
建築基準法に基づく設備 点検	単年 契約
収蔵庫のガス燻蒸 (隔年実施)	単年 契約
ステーションヴィーナス の保守点検	単年 契約
館内調光機器の保守点検	単年 契約

発注先	選定 方法	県外業者に発注する必要 がある場合はその理由
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県内	競争 入札	
県外	随意 契約	特殊な機械設備の制作者
県内	競争 入札	
県内	随意 契約	
県内	随意 契約	R7、R9 実施予定 (300 千円)
県外	随意 契約	特殊なからくり装置の 制作者
県内	随意 契約	

2階アコーディオンハウスの保守点検	単年契約	県外	随意契約	オリジナル遊具の製作者
雨水排水管の洗浄と点検	単年契約	県内	随意契約	
汚水排水管の洗浄と点検	単年契約	県内	随意契約	
2階からくり機器の保守点検	単年契約	県外	随意契約	特殊なからくり装置の制作者
鍵盤楽器定期保守点検	単年契約	県内	随意契約	
レストスペースへの自動販売機設置	単年契約	県内	随意契約	
わらべ館 HP の保守管理と部分改修	単年契約	県内	随意契約	

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

内容	期間	発注先	選定方法	県外業者に発注する必要がある場合はその理由
封筒印刷	都度契約	就労支援	随意契約	
名刺印刷	都度契約	就労支援	随意契約	
夏季イベント支援	都度契約	シルバー	随意契約	
冬期イベント支援	都度契約	シルバー	随意契約	
工作キット仕入れ	単年契約	就労支援	随意契約	

ウ 工事請負発注予定

工事請負の発注の予定はありません。

(8) 省エネルギー・省資源に対する取組

環境保護への館の取組みとして、省エネルギー・省資源を推進します。新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策のため、空調設備による機械換気を活用しながら館内温度の適正管理、適正運転に努めます。夏季においては、職員にポロシャツを貸与してクールビズを励行するとともに、冬期もウォームビズに取り組みます。昼休みは業務上の支障がある場合を除き事務室の消灯を徹底します。

また、エネルギー効率の向上を図るため、プリンターやコピー機等の古い事務機器の更新の際には、積極的に省エネモデルを選択します。パソコンやディスプレイは、節電モードやタイマー機能を活用し、消費電力を抑えます。資源節約のため、デジタル化を推進し、再利用やリサイクルが可能な製品をなるべく多く選択します。廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクルへの取組みを強化します。館全体で省エネ・省資源の環境意識を高め、持続的な環境保護に寄与するように努めます。

2-4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応等

(1) 火災、盗難、災害などの事故・事件の防止（防災）対策

館内での事故や事件の発生を未然に防ぐため、以下の取組みを行います。

○異常の早期発見

定時、臨時に職員が館内外を見廻り、不審者や不審物、危険な行為の有無といった事故や事件の予兆となる館内の異常を早期に発見できるよう努めます。

○訓練による備え

定期的な消防訓練や防災訓練を実施し、職員自身が正しい知識と行動を身につけるとともに、万一の際の安全な避難誘導など利用者への適切な対応ができるよう備えます。

○機器のメンテナンス

法令に従い館内の防火設備の点検を定期的に行い、非常時における機器の正常稼働に万全を期すとともに、防犯カメラの機能を正常に保ちます。異常時には直ちに現場に急行できるよう業務に当たります。

○マニュアルの整備

緊急事態発生時に適切な対応ができるよう、事故・事件の発生を想定したマニュアルを作成・更新し、職員全員で共有します。

○警備会社への委託

夜間や年末年始など無人になる時間帯には、警備会社による定期巡回や機械警備により、施設設備の安全を確保します。

(2) 事故・緊急時の体制・対応

万が一事故等が発生した場合には、利用者の安全確保を最優先事項として事に当たり、必要に応じて速やかに 119 番、110 番の緊急通報を行います。非常事態においても臨機に必要な行動が取れるよう、防犯や防災に関する対応マニュアルを整備して適宜内容の見直しを行うとともに、Jアラート等も活用しながら実践的な職員研修を毎年実施します。事故や災害の発生時には館長をトップとする対策本部を直ちに立ち上げ、各階の避難誘導や避難経路の確保、現場対策、通報や情報収集など組織的に対応します。館長不在時は、次長またはベテラン職員を非常時の即応責任者とし対応を行います。万一の際の備えとして、公益財団法人日本博物館協会が斡旋する博物館総合保険に加入しています。応募申請書提出日現在の加入状況は次のとおりです。

○賠償責任保険制度 タイプV

保険金額（賠償限度額）

賠償責任保険制度		対人賠償	1名につき 1億円
		1事故につき	10億円
		対物賠償	1事故につき 5,000万円

○見舞金制度 タイプA

保険金額（支払限度額）

被災者対応費用保険金		1事故あたり 100万円×被災者数
	死亡	被災者1名につき 50万円 (事故日から180日以内に死亡した場合)
被災者障害見舞費用保険金 および障害見舞費用保険金	後遺障害	被災者1名につき 2万円～50万円 (事故日から180日以内に生じた後遺障害)
	入院	被災者1名につき入院期間に応じて以下の額 (事故の日から180日以内に入院した場合)

	2万円～10万円
通院	被災者1名につき通院期間に応じて以下の額（事故の日から180日以内に通院した場合）
	1万～5万円
災害費用広告	1事故あたり 1,000万円

(3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

利用者等の苦情等トラブルの未然防止のため、次のとおり取り組みます。

○サービスの向上

利用者からの苦情に繋がらないよう、館が提供するサービスの向上に日々努めます。これには施設の清潔さの維持と快適な環境の提供、職員の接客態度の向上、各種イベント情報の提供などが含まれます。

○利用者の声の収集と活用

利用者アンケートやイベントの参加者アンケートにより、利用者等の意見や要望を積極的に収集し、サービスの改善に活かします。寄せられた意見のうち、返信や直接的なリアクションを求められているものについては、可能であれば直接返信を行うほか、利用者の声としてホームページ上で回答を行います。

○トラブル発生時の対処方法

サービスへの苦情が重大なトラブルに繋がらないよう丁寧な対応を心掛け細心の注意を払いますが、深刻な苦情に関してはクレームに至った原因や経緯を調査し、誠意を持って対応するとともに再発防止に努めます。また重大なものについては県市に報告を行い、対応を協議します。

(4) その他

自動販売機は、利用者サービスのため外部委託により1F レストスペースに飲料とアイス（予定）の自動販売機を設置します。

AED（自動体外式除細動器）は、マニュアルに従って毎年点検し、パッド等の消耗品を定期的に交換します。全職員を対象にAEDを使った救急救命訓練を毎年実施し、非常時にためらうことなく使用できるよう実践的なトレーニングを施します。

地震等の大規模災害や武力攻撃事態等、緊急的な対応が必要とされる事態にあつては、利用者の安全確保のため直ちに必要な措置を講じるとともに、非常時の運営方策について鳥取県及び鳥取市の指示を仰ぎます。

2-5 利用者等の要望の把握方法及び対応についての方針

WEBによる利用者アンケートやイベントごとの参加者アンケートを活用し、利用者等の要望の把握に努めます。手軽に館への要望等が出せるよう、館内各所にQRコードを設置しており、スマホ等を使ってその場ですぐに利用者アンケートが送信できる仕組みがあります。また館へのご意見ご要望は、受付付近の目立つ場所にご提案箱を設置しており、利用者が自由に要望等を伝えられる環境を維持します。Google reviewも随時チェックしており、必要に応じて返信の書き込みも行います。

利用者からのご意見ご要望は、苦言も含めて更なるサービス充実のための契機と捉え、誠意を持って対応し、以後の業務運営に活かします。いただいた内容のうち対応等が必要なものは「利用者の声」として館からの回答とともにホームページに掲載します。内容的に重要なものについては県市に報告し、利用者からより愛される施設となるよう取り組みます。

3-1 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

組織図

別紙のとおりです。

実施体制の考え方

管理運営の体制については、常勤の館長の下、次長を置き、公益法人としての文化事業の実施を事業推進室が、施設の維持管理と法人運営を総務係がそれぞれ担う、権限と責任の明確な組織体制とします。事業推進室には、文化事業実施のリーダーとなる企画員2名を配置します。また、館内展示及び調査研究業務の専門職として、童謡部門には2名、おもちゃ部門には1名の専門員をそれぞれ配置します。

館長以下 18 名編制（事務補助の非常勤職員 2 名は除く）を管理運営の基本体制とし、月ごとのローテーション勤務により年間開館日数である約 350 日間を運営します。欠員や予定外の事象等が発生した場合には、同種職員の補充や臨時的な職員の配置等により対応します。小規模組織の利点である意思決定の速さと意思疎通の緊密さを最大限に活かし、適正かつ円滑に管理運営業務に当たります。

施設長（館長）の人選についての考え方

わらべ館（童謡館及び鳥取世界おもちゃ館）の館長は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館の理事長の職にある者が務めるものとします。理事長は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館評議員会によって理事として選任された者の中から、理事同士の合議により、童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした地域文化の振興に対する熱意と公益法人の代表者としての見識を兼ね備え、かつ公立施設の長として人格高潔な者が選定されます。

(2) 職員の職種等

令和 6 年 4 月 1 日予定

職種	雇用 関係	月勤務 日数	担当する業務内容（担当業務 の経験年数）
館長	常勤	21 日	館を代表し、統括する。 (1 年 9 月)
次長兼総務係長	常勤	21 日	館の次席。館長を補佐し、館 と法人を運営する。(3 年)
事業推進室 事業推進室長兼 主任専門員（お もちゃ）	常勤	21 日	文化事業の実施。 事業推進室の運営。おもちゃ 資料の管理、調査研究。 (18 年)
企画員 A	常勤	21 日	文化事業及び基金事業の企 画、実施のリーダー(18 年)
企画員 B	常勤	21 日	” (3 年)
主査 A	常勤	21 日	文化事業の企画、実施 (16 年 3 月)
主査 B	常勤	21 日	” (3 年 3 月)

主査 C	常勤	21 日	〃 (2 年)
専門員 A (童謡・唱歌)	常勤	21 日	童謡資料の管理、調査研究。 (17 年)
専門員 B (童謡・唱歌)	常勤	21 日	〃 (2 年)
事務補助	非常勤	20 日	おもちゃ資料の整理 (0 年)
総務係 企画員	常勤	21 日	館及び法人の運営。 館及び法人の運営に係る主たる業務 (3 年)
主査 A	常勤	21 日	館及び法人の運営に係る業務 (3 年)
主査 B	常勤	21 日	〃 (1 年)
事務補助	非常勤	20 日	事務補助 (0 年)
受付職員 A	非常勤	20 日	入館者への対応 (7 年)
受付職員 B	非常勤	20 日	〃 (5 年 6 月)
受付職員 C	非常勤	20 日	〃 (4 年)
受付職員 D	非常勤	20 日	〃 (2 年 9 月)
受付職員 E	非常勤	20 日	〃 (1 年)
計	20 名		

(3) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職 名
2 階事務室	8:30~17:30	館長 1 名のほか正職員 12 名と非常勤職員 2 名をシフト制により配置
	17:30~21:00	多目的ホールの利用がある日は、施設担当職員等の時間外勤務により対応
1 階受付	8:30~17:30	非常勤職員 5 名をシフト制により配置

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

応募時点では、障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用予定はありません。

(5) 童謡・唱歌についての専門知識を有する職員の配置に対する考え方

博物館機能を持つ県立童謡館の基幹業務である童謡・唱歌に関する展示や調査研究、資料収集等の専門知識を要する業務を担う専任職員として、童謡・唱歌の専門員を2名配置します。職種的位置付けとしては一般的な博物館という学芸員相当職ではありますが、大学等で音楽に関する高等教育を受けた者に学芸員の有資格者が極端に少ないため、学芸員資格は必須とはせず、童謡・唱歌の専門員としての適職性を重視して採用、配置します。

専門員は、童謡館の収蔵資料を適切な状態で管理保管するとともに、常設展示を維持管理し必要に応じて展示物の入れ替えを行うほか、専門性を活かして自ら立案した年間計画に沿ってテーマを定めた企画展を実施します。年間を通して調査研究や資料収集に取り組み、その成果を毎年の研究情報誌の発行や展示に反映します。専門員の担当する業務は「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての業務であり、その業務範囲には、外部からの童謡・唱歌に関する問い合わせへの対応といったレファレンスサービスの提供をはじめ、童謡・唱歌の普及啓発のための講演やレクチャーコンサートの出演等といった活動も含まれます。

現在、童謡・唱歌の専門員は、大学で音楽教育を専攻したベテラン専門員と、文学部で詩を専攻した若手専門員の2名が在籍しており、専門知識を相互に補完し合う理想的な体制となっています。

(6) 人材育成

安定的なサービスを継続して利用者に提供するため、また職員の専門スキルの持続的な発展向上を図るため、中長期的な視点に立ち次のおり人材育成に取り組みます。当法人は基本財産と基金を除いては、財産らしい財産を持たないため、優秀なスタッフの育成と定着こそが、館と法人にとっての最大の財産になると考えています。

接遇研修

利用者の目線に立った接遇スキルの向上のため、各種団体の講師派遣制度等を活用しながら、全職員を対象とした接遇研修を毎年実施します。多様な利用者と接する受付職員には、

鳥取市の国際観光客サポートセンターが実施する「外国人おもてなし講座」等の専門的な研修を受講させます。

経理及び施設設備の維持管理の研修

公益法人として求められる制度への対応や経理的基礎の維持のため、法改正のタイミング等の必要に応じて、担当者を説明会や研修会に参加させ必要な知識を習得させます。施設の維持管理については、鳥取市の施設管理担当者実務者研修や防火管理者講習等を活用しながら、点検時に注意すべき点等を学びます。施設や設備の管理は、日々の業務の中で、専門知識を有する保守業者とも連携しながら、館の固有設備の運用方法と不具合発生時の対応を実践的に学びます。

文化振興に係る専門性などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上の方策

常設展と企画展の責任者である専門員については、職務に必要な知識と知見を深め、また各地の関連団体や個人、類似館等とのネットワークづくりのため、機会を捉えて全国の類似館等の展示視察や資料保存等に係る研修会等に派遣します。他施設の展示手法等で参考になるものがあれば積極的に採り入れ、効果的な文化振興に繋がります。また、文化事業を実施する企画員等については、民間団体等が主催する舞台研修や県内外の童謡やおもちゃの文化系イベント等に派遣してスキルアップを図り、新たなイベント開発や質の向上に繋げ、マンネリ化を回避します。

令和4年度研修実績（内部研修）

実施日	内容	対象	講師
4月20日	接遇研修	全職員	鳥取市文化財課
5月18日	消防訓練	〃	吉備防災(株)
6月15日	防犯訓練	〃	鳥取県警若桜橋交番駐在員
9月21日	消防訓練	〃	吉備防災(株)
11月15日	広報研修	事業推進室員等	全国公立文化施設協会 委託講師
1月18日	ガイドヘルプ研修	全職員	鳥取県ライトハウス点字図書館歩行訓練士

令和4年度研修実績（外部研修）

参加日	件名	会場
5月13日	第63回鳥取市人権教育協議会総会	とりぎん文化会館小ホール
6月5日	おはなし研修会	鳥取市役所市民交流センター
6月24日	外国人おもてなし講座（英語）	鳥取市国際観光客サポートセンター
7月26日	外国人おもてなし講座（中国語）	鳥取市国際観光客サポートセンター
8月3日	第47回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会	とりぎん文化会館
9月12日	令和4年度第1回公正採用選考人人権啓発推進員研修会	オンライン研修
10月7日	第48回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会	とりぎん文化会館
10月13日	入札談合等関与行為防止法研修会	鳥取県立生涯学習センター
11月17日	令和4年度鳥取市人権教育協議会行政関係部会責任者対象研修会	岡山県国立療養所長島愛生園
1月26日	外国人おもてなし講座（韓国語）	鳥取市国際観光客サポートセンター

3-2 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当事項はありません。

3-3 法人の社会的責任の遂行状況

(4) 障がい者雇用

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

（令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。）

法定雇用率を達成していない。

① 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。

（障がい者雇用を証明できる書類を添付すること）

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- 男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(T E A S)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はT E A SⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)
- ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(T E A S)Ⅰ種又はⅡ種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。(登録証等の写しを添付すること。)

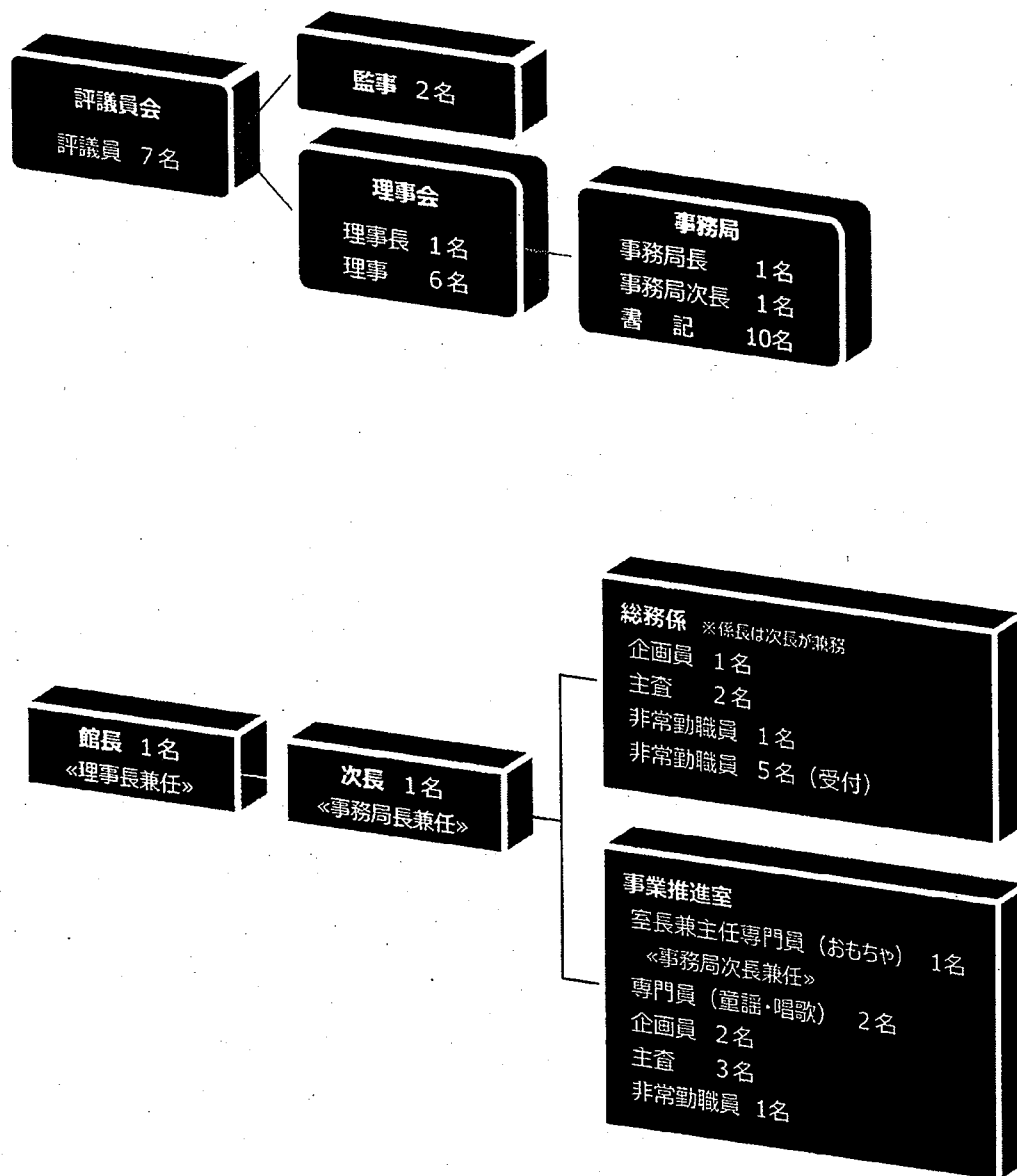
(4) あいサポート運動に係る取り組み

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

組織図

令和6年4月1日予定

財団組織図



館長 1名、職員 12名、非常勤職員 7名（事務補助2、受付5）
計20名

(様式3-1号)

鳥取県立童謡館の委託業務に関する収支計画書(資金ベース)

法人名(公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館)

(単位:千円)

区 分		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	備考
収入項目	県委託料収入	71,927	71,927	71,927	71,927	71,927	
	市委託料収入	71,927	71,927	71,927	71,927	71,927	
	利用料金収入	17,700	18,300	18,300	18,300	18,300	
	事業収入	74	74	74	74	74	
	館内販売売上収入	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	
	基本財産運用収入	144	144	144	144	144	
	雑収入	406	406	406	406	406	
	基金取崩収入	2,802	6,346	4,263	3,150	5,716	童謡館9,134、おもちゃ館13,143
	光熱費補填収入	24,502	24,502	24,502	24,502	24,502	
収入合計(A)	191,642	195,786	193,703	192,590	195,156		
支出項目	人件費(常勤職員)	64,163	64,707	65,564	66,391	66,957	
	人件費(非常勤職員)	16,751	16,751	16,811	16,871	16,871	
	管理運営費	78,496	79,096	79,096	79,096	79,096	
	旅費	100	100	100	100	100	
	通信役務費	548	548	548	548	548	
	支払手数料	596	596	596	596	596	
	消耗品費	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286	
	印刷製本費	674	674	674	674	674	
	燃料費	100	100	100	100	100	
	賃借料	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
	保険料	280	280	280	280	280	
	諸謝金	30	30	30	30	30	
	公課費	7,400	8,000	8,000	8,000	8,000	
	委託費	35,234	35,234	35,234	35,234	35,234	
	上下水道	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176	
	修繕費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	その他経費	380	380	380	380	380	
	光熱費	23,992	23,992	23,992	23,992	23,992	
	文化事業費	29,055	32,055	29,055	27,055	29,055	
	童謡・唱歌に関する事業	10,397	9,397	9,397	9,397	11,397	
おもちゃに関する事業	10,674	9,674	11,674	9,674	9,674		
童謡館とおもちゃ館の共同事業	7,984	12,984	7,984	7,984	7,984		
財団管理費	3,177	3,177	3,177	3,177	3,177		
支出合計(B)	191,642	195,786	193,703	192,590	195,156		